

令和 5 年 度

芦屋市内部統制評価報告書審査意見書

芦 屋 市 監 査 委 員

芦 監 報 第 9 号

令和6年8月22日

芦屋市長 高 島 峻 輔 様

芦屋市監査委員 阿 部 清 司

同 中 島 健 一

令和5年度芦屋市内部統制評価報告書審査意見書の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和5年度芦屋市内部統制評価報告書を芦屋市監査基準第2条第1項第8号の規定に基づき審査した結果、同基準第8条第4項の規定によりその意見を次のとおり提出する。

令和５年度芦屋市内部統制評価報告書審査意見

I 審査の対象

令和５年度芦屋市内部統制評価報告書（以下、「内部統制評価報告書」という。）

II 審査の期間

令和６年６月４日から令和６年８月２０日まで

III 審査の着眼点

審査にあたっては、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討した。

IV 審査の実施内容

内部統制評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成３１年３月総務省（令和６年３月改定））の「Ⅴ監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、評価の対象として学校園の事務は除いているため審査は実施していない。

V 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

VI 審査の意見

(1) 今後の内部統制制度の定着について

本市における内部統制制度は、令和４年度の試行を経て、令和５年度に導入され、今後も見直しを行いながら構築されていくものである。その中で、監査委員が行う定期監査において、従来から多数の同じ内容の指摘事項等が認められている状況であり、この点を踏まえ、新設された内部統制制度を今後効果的に機能させるためには、職員一人一人が責任感を持って主体的に運用することが重要である。そのためにも、職員に過度な負担とならない範囲で取り組みやすく、実効性の高いものとなるよう、制度に関する周知、啓発等に取り組み、制度の定着が果たせるよう努められたい。

また、業務レベルの内部統制の評価にあたっては、課長級ごとにリスク評価シートの作成が行われているが、内部統制評価部局に確認したところ、評価の対象として学

校園の事務は除いていると説明を受けた。今後は学校園も対象とするよう検討されたい。

なお、報告書には、整備上の不備、運用上の不備の件数が掲載されているが、比較的軽微なものから重大な不備につながる可能性があるものまで含まれていると思われる。重大な不備につながる可能性があるような件については、特に注意を促すなど、効果的な周知に努められたい。

(2) 重大な不備の判断基準について

重大な不備とするものの判断基準において、内部統制評価報告書の附属資料によると、重大な不備に該当するかどうかは、量的・質的重要性の観点から総合的に判断するとのことであった。

重大な不備に該当するか否かの判断は、内部統制の有効性にとって重要な構成要件である。今後継続して内部統制制度を実施していく中で、どのような判断基準が望ましいか調査を進められ、改善を図っていただきたい。